

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成24年3月16日

【四半期会計期間】 第55期第1四半期(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

【会社名】 株式会社TASAKI
(注)平成24年1月27日開催の定時株主総会において商号変更の承認を得ましたので、平成24年2月1日をもって当社商号を「田崎真珠株式会社」から「株式会社TASAKI」へ変更いたしました。

【英訳名】 TASAKI & Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役・代表執行役社長(CEO) 田島 寿一

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2

【電話番号】 (078) 302 - 3321

【事務連絡者氏名】 取締役・専務執行役(CFO) 飯田 隆也

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2

【電話番号】 (078) 302 - 3321

【事務連絡者氏名】 取締役・専務執行役(CFO) 飯田 隆也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第54期 第1四半期 連結累計期間		第55期 第1四半期 連結累計期間		第54期	
	自 至	平成22年11月1日 平成23年1月31日	自 至	平成23年11月1日 平成24年1月31日	自 至	平成22年11月1日 平成23年10月31日
売上高 (千円)		3,295,794		3,475,301		14,298,048
経常損失() (千円)		442,312		340,415		1,497,873
四半期(当期)純損失() (千円)		442,587		351,547		2,142,421
四半期包括利益又は包括利益 (千円)		407,278		350,136		2,166,462
純資産額 (千円)		13,073,954		10,964,451		11,314,596
総資産額 (千円)		20,144,755		17,605,718		18,317,596
1株当たり四半期(当期) 純損失金額() (円)		2.51		2.00		12.17
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		64.9		62.3		61.8

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第54期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 第54期、第54期第1四半期連結累計期間及び第55期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

以下に記載する事項は、当社グループの事業に関してリスク要因と考えられる主な事項であります。

なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

- (1) 海外に生産拠点及び販売拠点をもっているため、その国の政治的経済的な安定度により影響を受ける可能性があります。

生産拠点 …………… 中国(上海市)における真珠その他宝飾品の加工

ミャンマーにおける南洋真珠の養殖

販売拠点 …………… 中国における宝飾品の販売

台湾における宝飾品の販売

大韓民国における宝飾品の販売

- (2) 宝飾品の原材料であるダイヤモンド、色石、真珠、貴金属等は国際商品市場に左右される可能性があります。販売市場の需給関係により原材料高を販売価格に完全に転嫁できない可能性があります。

- (3) 輸出入を行っているため、為替変動による為替差損益が発生する可能性があります。

- (4) 真珠の養殖事業を行っていることに対し、日本国内で法的規制を受けております。漁業法及び水産業協同組合法による免許制であり、知事の認可が必要であります。

- (5) 真珠の養殖は自然を相手とする事業であり、気象条件や海況条件と真珠貝の斃死とは深い因果関係があります。

- (6) 金融機関からの資金調達において、金利の変動が支払利息に連動し損益に影響を及ぼす可能性があります。また、借入金の契約に財務制限条項が付されております。

- (7) 当社グループは、前連結会計年度で7期連続の当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても四半期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に関する重要事象があります。

なお、当該状況を解消すべく、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5) 重要事象等について」に記載しております施策を実施中であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等により持ち直しの動きが見られましたが、欧州債務危機などを背景とした海外経済の減速や長期化する円高と株価低迷の影響から、引き続き厳しい状況のまま推移いたしました。

宝飾業界におきましては、景気の先行き不透明感からの消費の低迷と顧客嗜好の多様化、また業界内の競争激化等により、環境は厳しい状況下にありました。

このような状況のもと、当社グループは新ブランド戦略を引き続き推進しており、当第1四半期連結累計期間には、ダイヤモンドのプロモーションとして銀座本店にて開催した写真展イベントを含む大規模な広告宣伝等を行い、ブランド認知力の向上に努めるとともに、伊勢丹新宿本店や大阪市梅田の有力百貨店等における店頭プロモーション及び、新商品の継続的な投入等により、販売拡大を進めております。これらの施策と併せて経費削減にも継続して注力し、利益体質の強化をはかっております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間におきましては、売上高は34億75百万円（前年同四半期比5.4%増）、営業損益は3億5百万円の損失（前年同四半期は4億46百万円の損失）、経常損益は3億40百万円の損失（前年同四半期は4億42百万円の損失）、また四半期純損益は3億51百万円の損失（前年同四半期は4億42百万円の損失）となりました。

セグメントの概況は、以下のとおりであります。

小売事業

小売事業につきましては、国内市場の冷え込みはありますがブランド戦略効果と経費削減効果等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は29億22百万円（前年同四半期比3.0%増）、セグメント損失は2億53百万円（前年同四半期は4億3百万円の損失）となりました。

卸売事業

卸売事業につきましては、主にダイヤモンド製品の販売に注力したこと等により、当第1四半期連結累計期間の売上高は5億53百万円（前年同四半期比20.8%増）、セグメント損失は54百万円（前年同四半期は39百万円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ7億11百万円減少し176億5百万円となりました。これは、主に流動資産においては現金及び預金の減少2億8百万円、固定資産においては敷金及び保証金の減少1億2百万円によるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末と比べ3億61百万円減少し66億41百万円となりました。これは、主に長期借入金の減少1億7百万円、及び、未払金の減少2億15百万円によるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ3億50百万円減少し109億64百万円となりました。これは、主に当第1四半期連結累計期間の純損失計上による利益剰余金の減少3億51百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は10百万円であります。

(5) 重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度で7期連続の当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても四半期純損失を計上することとなり、継続企業の前提に関する重要事象は生じておりますが、当該状況を解消すべく、以下の施策を実施中であります。

財務面におきましては、取引金融機関よりブランド再構築途上の当社事業改革への理解を踏まえた支援を得て、財務制限条項の抵触を回避しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日後翌1年間において事業継続のために必要な資金は十分に確保しております。

また、平成21年1月より、ブランドの刷新・価値向上に向け、事業構造改革を強力に進めております。

主なブランド向上策として、平成22年4月のフラッグシップ店舗である銀座本店のリニューアルをスタートとし、既存店改装・新店舗開設を順次行っております。平成23年においては、2月に東京都立川市に立川高島屋店、3月に京都市に京都高島屋店及び福岡市に博多阪急店、10月に広島市に福屋八丁堀本店をオープンし、店舗のスクラップアンドビルドを加速させて販売拡大を進めております。加えて今般、商号の変更を行うこととして、ブランド統一のより浸透を図ってまいります。

以上の施策により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと考えております。

当社グループは、これらの施策を遂行することにより、早期の業績回復と企業価値の増大を目指しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000,000
A種優先株式	70,000,000
計	430,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年3月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,805,664	37,805,664	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
A種優先株式	35,000,000	35,000,000	非上場	(注)
計	72,805,664	72,805,664		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株式に対する剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、優先株式1株につき、普通株式1株あたりの配当金にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の配当を、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)と同順位にて行う。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株あたりの残余財産分配額として、200円(以下「優先残余財産分配金」という。)を分配する。

優先株式発行後、(4)項 (イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、(4)項の規定に従い、優先残余財産分配金の額を調整する。

優先株主又は優先登録株式質権者に対し に基づく分配を行ってなお残余財産が残存する場合(以下かかる残存する残余財産を「残存残余財産」という。)で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数(自己株式を除く。)に優先残余財産分配金(に基づく調整があった場合にはその調整後の優先残余財産分配金をいう。以下この項において同じ。)を乗じた額に満たない場合には、残存残余財産については優先株主又は優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わない。

優先株主又は優先登録株式質権者に対し に基づく分配を行ってなお残存残余財産が残存する場合で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数(自己株式を除く。)に優先残余財産分配金を乗じた額を超える場合には、残存残余財産のうち上記額を超えない部分については優先株主又は優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わず、上記額を超える部分(以下「再残存残余財産」という。)については、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、優先株式1株当たり、再残存残余財産についての普通株式1株当たりの分配額にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて支払う。

(3) 議決権及び単元株式数

優先株主は、株主総会において議決権を有する。

優先株式の1単元の株式数は、1,000株とする。

(4) 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれをする。

当社は、株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)無償割当てをするときは、優先株主に対し、優先株式の株式無償割当て又は優先株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)でする。

当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行(自己株式の処分を含む。以下同じ。)又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行(自己新株予約権の処分を含む。以下同じ。)をするときは、優先株主に対し、優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合(新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。)で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

優先株式発行後、次の(イ)号乃至(二)号のいずれかに該当する場合には、優先残余財産分配金は、その直前における優先残余財産分配金(以下「調整前優先残余財産分配金」という。)をもとに下記算式(以下「優先残余財産分配金調整式」という。)により計算される額に調整され、(ホ)号に該当する場合には、同号に従って調整される(かかる調整後の優先残余財産分配金を以下「調整後優先残余財産分配金」という。)。調整後優先残余財産分配金の額は、小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。

$$\begin{aligned} & \text{調整前} \quad \text{調整前} \quad \text{新規発行・処分} \\ & \text{既発行優先株式数} + \text{優先株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額} \\ \text{調整後} & \text{調整前} \quad \text{調整前優先残余財産分配金} \\ \text{優先残余財産} & = \text{優先残余財産} \times \\ \text{分配金} & \text{分配金} \quad \text{調整前の既発行} \\ & \text{優先株式数} + \text{新規発行・処分優先株式数} \end{aligned}$$

(イ) 優先株式につき株式の分割をするとき

優先株式につき株式の分割をするときは、これにより増加する株式数を新規発行・処分優先株式数とみなし、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式の分割の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ロ) 優先株式につき株式無償割当てをするとき

優先株式につき株式無償割当てをするときは、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式無償割当ての効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ハ) 優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするとき

優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするときは、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日)以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ニ) 優先株式につき株式の併合をするとき

優先株式につき株式の併合を行う場合には、株式の併合により減少する株式数の負の値を新規発行・処分優先株式数とみなし、1株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式併合の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ホ) 優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主に優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするとき

優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当てをするとき又は株主に優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするときは、調整後優先残余財産分配金は、それぞれ上記(ロ)号又は(ハ)号に定めるところに準じて適切な優先残余財産分配金に調整される。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

優先株主は、当社に対し、以下に定める取得を請求することができる期間中、以下に定める取得の条件で、その有する優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

取得を請求することができる期間

優先株式の払込期日から起算して1年を経過した日以降

取得の条件

(イ) 優先株主は、優先株式の全部又は一部について、当社が優先株式を取得するのと引換えに、優先株式1株につき下記a及びbに定める取得比率により、下記cの定めに従い、当社の普通株式を交付することを請求することができる。

a. 当初取得比率

当初の取得比率は4とする。

b. 取得比率の調整

優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、又は会社分割その他当社の発行済株式の総数が増減する事由が生じる場合(但し、(4)項乃至に定める場合を除く。)で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該取得比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する取得比率に変更される。

c. 取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、優先株主が取得を請求した優先株式数に、取得比率を乗じた数とする。なお、取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に規定する金銭は交付しないものとする。

(口) 取得請求受付場所

大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社 大阪本店 証券代行部

(ハ) 取得の効力発生

取得請求書及び優先株式の株券が上記(口)に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。但し、優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年1月31日		72,805,664		7,500,000		7,861,274

(注) 平成24年1月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成24年3月1日付で減資を実施したことにより、上記より資本金が7,400,000千円減少しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,818,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,653,000 A種優先株式 35,000,000	35,653 35,000	
単元未満株式	普通株式 334,664		
発行済株式総数	72,805,664		
総株主の議決権		70,653	

(注) 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

平成23年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 田崎真珠株式会社	神戸市中央区港島中町 6丁目3番地2	1,818,000		1,818,000	2.50
計		1,818,000		1,818,000	2.50

(注) 平成24年1月27日開催の定時株主総会において商号変更の承認を得ましたので、平成24年2月1日をもって当社商号を「田崎真珠株式会社」から「株式会社TASAKI」へ変更いたしました。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,854,637	1,645,845
受取手形及び売掛金	705,139	576,878
たな卸資産	9,940,874	9,869,339
繰延税金資産	2,269	-
その他	1,075,385	947,696
貸倒引当金	13,856	10,652
流動資産合計	13,564,450	13,029,108
固定資産		
有形固定資産	2,923,089	2,847,614
無形固定資産	129,431	129,269
投資その他の資産	1,700,625 ₁	1,599,726 ₁
固定資産合計	4,753,146	4,576,610
資産合計	18,317,596	17,605,718
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	391,423	426,253
1年内返済予定の長期借入金	215,574 ₂	215,574 ₂
未払法人税等	67,103	18,215
賞与引当金	46,691	-
資産除去債務	3,166	4,226
その他	656,780	454,986
流動負債合計	1,380,738	1,119,255
固定負債		
長期借入金	2,254,508 ₂	2,146,721 ₂
繰延税金負債	56,987	49,964
再評価に係る繰延税金負債	63,637	56,505
退職給付引当金	3,028,021	3,053,561
資産除去債務	168,133	168,717
その他	50,972	46,540
固定負債合計	5,622,261	5,522,012
負債合計	7,003,000	6,641,267
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,500,000	7,500,000
資本剰余金	8,809,343	8,809,343
利益剰余金	3,885,473	4,237,021
自己株式	792,264	792,273
株主資本合計	11,631,604	11,280,047
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	82,747	89,879
為替換算調整勘定	399,755	405,476
その他の包括利益累計額合計	317,008	315,596
純資産合計	11,314,596	10,964,451
負債純資産合計	18,317,596	17,605,718

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
売上高	3,295,794	3,475,301
売上原価	1,255,144	1,403,290
売上総利益	2,040,649	2,072,010
販売費及び一般管理費	2,487,296	2,377,746
営業損失()	446,646	305,735
営業外収益		
受取利息	3,453	840
為替差益	18,926	-
工事負担金等受入額	4,431	4,431
雑収入	12,628	9,686
営業外収益合計	39,439	14,958
営業外費用		
支払利息	32,129	40,497
為替差損	-	7,112
雑損失	2,976	2,028
営業外費用合計	35,105	49,638
経常損失()	442,312	340,415
特別利益		
固定資産売却益	-	113
貸倒引当金戻入額	2,591	-
新株予約権戻入益	120,391	-
特別利益合計	122,983	113
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	88,223	-
減損損失	-	3,097
特別損失合計	88,223	3,097
税金等調整前四半期純損失()	407,553	343,399
法人税、住民税及び事業税	12,517	12,562
法人税等調整額	22,516	4,413
法人税等合計	35,033	8,148
少数株主損益調整前四半期純損失()	442,587	351,547
四半期純損失()	442,587	351,547

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	442,587	351,547
その他の包括利益		
土地再評価差額金	-	7,131
為替換算調整勘定	35,308	5,720
その他の包括利益合計	35,308	1,411
四半期包括利益	407,278	350,136
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	407,278	350,136
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年1月31日)
1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 62,564千円	1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 61,560千円
2 財務制限条項 借入金470,082千円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、借入金は該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。	2 財務制限条項 借入金362,295千円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、借入金は該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。
(1) 平成23年10月期以降の各決算期末における連結又は単体の自己資本額が、10,000,000千円を下回った場合	(1) 平成23年10月期以降の各決算期末における連結又は単体の自己資本額が、10,000,000千円を下回った場合
(2) 平成24年10月期以降の各決算期末における連結又は単体のEBITDA(営業利益に減価償却費等を加算したもの)が、マイナスの場合	(2) 平成24年10月期以降の各決算期末における連結又は単体のEBITDA(営業利益に減価償却費等を加算したもの)が、マイナスの場合
(3) 平成24年10月期以降の各決算期末におけるその他キャッシュ・フローに関する指標が一定の数値を下回った場合	(3) 平成24年10月期以降の各決算期末におけるその他キャッシュ・フローに関する指標が一定の数値を下回った場合
3 コミットメントライン契約 融資枠総額 2,500,000千円 実行残高 2,000,000 差引 500,000	3 コミットメントライン契約 融資枠総額 2,500,000千円 実行残高 2,000,000 差引 500,000

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)
減価償却費	134,614千円	115,555千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年11月1日 至 平成23年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	小売事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,838,009	457,785	3,295,794		3,295,794
セグメント間の内部売上高 又は振替高	52,522	67,431	119,953	119,953	
計	2,890,531	525,216	3,415,748	119,953	3,295,794
セグメント損失()	403,521	39,714	443,235	3,411	446,646

(注) 1 セグメント損失()の調整額 3,411千円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年11月1日至平成24年1月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	小売事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,922,230	553,070	3,475,301		3,475,301
セグメント間の内部売上高 又は振替高	50,627	61,434	112,061	112,061	
計	2,972,858	614,504	3,587,363	112,061	3,475,301
セグメント損失()	253,401	54,867	308,268	2,533	305,735

(注) 1 セグメント損失()の調整額2,533千円は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年11月1日 至平成24年1月31日)
1株当たり四半期純損失金額	2円51銭	2円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	442,587	351,547
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	442,587	351,547
普通株式の期中平均株式数(株)	175,990,582	175,986,908

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針4号)にしたがい、転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結累計期間
(自平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

1. 資本金の額の減少及び剰余金の処分

当社は、平成24年1月27日開催の定時株主総会において、下記の資本金の額の減少を行うことを決議し、同日開催の取締役会において剰余金の処分を行うことを決議し、平成24年3月1日付けで効力が発生しております。

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

当社の事業再構築のため、今後の機動的かつ効率的な経営及び柔軟な資本政策を可能とすることを目的として、資本金の額を減少し、これにより欠損の填補を行うものであります。

(2) 減少する資本金の額

当第1四半期連結会計期間末の資本金の額7,500,000千円のうち、7,400,000千円を減少させ、減少後の資本金の額を100,000千円といたします。なお、上記の目的により、資本準備金の減少は行わないものといたします。

(3) 剰余金の処分

資本金の減少により増加するその他資本剰余金のうち、4,579,776千円を繰越利益剰余金に振替えることにより、欠損の填補を行います。これに伴い、その他資本剰余金は、3,768,292千円となり、欠損金は解消されます。

2. ストック・オプション（新株予約権）の付与

平成23年12月13日開催の取締役会において決議いたしました当社執行役員及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権を下記のとおり付与いたしました。

第2回新株予約権

- | | |
|--|------------------------|
| (1) 新株予約権の割当日 | 平成24年2月1日 |
| (2) 新株予約権割当対象者 | 当社執行役員 8名 |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 849,000株 |
| (4) 新株予約権の総数 | 849個（新株予約権1個当たり1,000株） |
| (5) 行使価額 | 1株当たり 60円 |
| (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の1株当たり発行価格及び資本組入額 | 発行価格 60円 資本組入額 30円 |
| (7) 新株予約権の行使期間 | 平成24年4月1日～平成31年1月31日 |
| (8) 当連結会計年度以降における費用計上予定総額及び科目名 | 販売費及び一般管理費 17,619千円 |

第3回新株予約権

- | | |
|--|--------------------------|
| (1) 新株予約権の割当日 | 平成24年2月1日 |
| (2) 新株予約権割当対象者 | 当社執行役員 8名 |
| (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 7,641,000株 |
| (4) 新株予約権の総数 | 7,641個（新株予約権1個当たり1,000株） |
| (5) 行使価額 | 1株当たり 60円 |
| (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の1株当たり発行価格及び資本組入額 | 発行価格 60円 資本組入額 30円 |
| (7) 新株予約権の行使期間 | 平成26年2月1日～平成31年1月31日 |
| (8) 当連結会計年度以降における費用計上予定総額及び科目名 | 販売費及び一般管理費 177,813千円 |

当第1四半期連結会計期間
(自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日)

第4回新株予約権

(1)新株予約権の割当日	平成24年2月1日
(2)新株予約権割当対象者	当社従業員 11名
(3)新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,300,000株
(4)新株予約権の総数	1,300個(新株予約権1個当たり1,000株)
(5)行使価額	1株当たり 60円
(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の1株当たり発行価格及び資本組入額	発行価格 60円 資本組入額 30円
(7)新株予約権の行使期間	平成26年2月1日~平成31年1月31日
(8)当連結会計年度以降における費用計上予定総額及び科目名	売上原価、販売費及び一般管理費 30,321千円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年3月14日

株式会社TASAKI
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梶 浦 和 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健 一 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TASAKI(旧会社名 田崎真珠株式会社)の平成23年11月1日から平成24年10月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年11月1日から平成24年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TASAKI(旧会社名 田崎真珠株式会社)及び連結子会社の平成24年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象1.に記載のとおり、会社の資本金の減少及び剰余金の処分の効力が平成24年3月1日をもって発生している。
- 重要な後発事象2.に記載のとおり、会社は、平成23年12月13日開催の取締役会決議に基づき、平成24年2月1日に、執行役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を付与している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。